

東日本大震災に伴う自動車 NOx・PM 法の特例措置の延長について

対象車種のうち、一定の条件を満たす対象車両について、自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物排出基準等を適用しない期間を一定期間延長。

(1) 対象車種

- ・消防自動車（構造又は装置及び使用の実態が特殊なものとして環境大臣が定めるものに限る。）

対 象 車 種	特 定 期 日 ^{※2}
消防自動車のうち、高所火災、油脂火災等の特殊な災害に対する消防活動に用いられる自動車であって、高所活動用のはしご、泡消火薬剤槽その他の特殊な災害に対する消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの。（関連告示 ^{※1} 第1項ハ）	初度登録日から起算して 20年間の末日に当たる日
消防自動車のうち、火災、震災等の災害に対する消防活動に用いられる自動車であって、ポンプ装置その他の消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの。（関連告示 ^{※1} 第1項ニ）	初度登録日から起算して 15年間の末日に当たる日

※1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の規則に基づく環境大臣の定める特種自動車並びに特種自動車の種別ごとの年数及び期間（平成5年環境庁告示第25号）

※2 特定期日とは、初度登録年月日を基準として車両区分毎に規定された期日であり、この期日を経過した自動車は、自動車 NOx・PM 法に定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しなければ自動車検査証の有効期間が更新されません。

(2) 対象車両

自動車の使用の本拠の位置が自動車 NOx・PM 法の対策地域内であって、自動車検査証の有効期間満了日が平成23年10月1日から平成24年3月31日までに到来し、かつ、自動車 NOx・PM 法の特定期日が当該満了日以前である自動車

(3) 特例措置の内容

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に対象車両が初めて継続検査又は臨時検査を受ける場合に、自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物排出基準等が適用されない経過措置期間を当該継続検査等の次に受ける検査の前日まで延長し、特定期日を平成24年4月1日に変更する（これにより、実質的に経過措置が2年（一部車両は1年）延長されることとなる。）。